

東白川村道路橋梁維持管理個別施設計画

(橋梁個別施設計画)
(橋梁個別一覧表)

東白川村

○道路法施行規則第四条の五の六（平成26年7月1日施行）により、5年に一度の近接目視の定期点検が義務化されました。

○東白川村が管理する橋梁については、橋梁長寿命化計画及び橋梁個別一覧表の点検計画に基づき、定期点検や補修を実施し、状況を反映し、適宜見直しを行います。

東白川村道路橋梁維持管理個別施設計画

1. 橋梁個別施設計画

本計画は、「東白川村橋梁長寿命化修繕計画」に定める長寿命化計画の実施方針に基づき、個別の施設計画を策定する。

個別施設計画では、次回の点検・診断・修繕の計画を立案し、今後、橋梁の架け替え・集約化・廃止・撤去・耐震化等の必要な対策について、適宜、計画を見直し更新を行う。

2. 計画対象施設

当村が管理する道路橋101橋を対象とする。

内訳は、15m以上の橋梁は36橋。2m以上15m未満の橋梁は65橋。

1級村道及び2級村道並びに、その他道路の地域の幹線的なネットワークを構成する道路橋を対象とする。また、緊急輸送道路に指定される道路橋を耐震化の優先対象とする。

統廃合が可能な路線に架かる橋梁は、橋梁点検による損傷状態により、劣化抑制等の最低限の対策を行い、順次、統合、集約、撤去を検討する。これには、利用頻度等を考慮し、企業や地元住民等と調整を行い選定する。

3. 長寿命化修繕計画優先橋梁

優先度の高い道路橋に、15m以上の橋梁で幹線道路上、かつ、災害時における防災拠点（避難所や災害対策所）への通行に必要な路線に架かる道路橋とする。

今後も実施する橋梁点検において、最新の定期点検の結果を反映した計画として、適宜、計画を見直し更新を行う。

〔修繕優先橋梁一覧〕

時 期	橋 梁 名
前期 5カ年(令和5年～令和9年)	佐広橋、宮洞橋、神矢橋(下野本線)、竹の腰線1号橋、小峠橋
後期 5カ年(令和10年～令和14年)	丸吉橋、いこい橋、大明神口橋、銭神橋、平成橋、藤の木橋、山下橋 曲坂橋、谷畑橋、登尾橋

※この計画は、実施済の点検結果を基に策定しており、災害対応等の要因により変更となる場合があります。

※上記は、令和5年度に計画を策定し、10年程度で計画したものであり、今後、点検結果を基に毎年見直しを行いますので、上記以外の橋の修繕工事を実施する場合があります。

4. 橋梁の架け替え・集約化・廃止・撤去・耐震化等の対策について

緊急輸送道路に指定された道路橋を耐震化の優先対象とし、緊急時においても強固な構造物とする。

〔耐震化優先橋梁一覧〕

緊急輸送道路区分	路線名	橋梁名
緊急輸送道路 2次	向山線	ふるさと橋
緊急輸送道路 2次	黒川東白川線	新大口橋

〔統合・集約の検討について〕

現在、統合・集約の検討はなされていない。

「井の樋橋」と「竹の腰線1号橋」の2橋については、近隣に位置している事から集約の検討対象である。しかし、これには、利用頻度等の調査が必要である事と、企業や地域住民等との調整も必要である。また、同時に路線の統廃合の検討も行う必要もある。

当村では、公共交通に恵まれない環境化であり、車での移動が必要不可欠な地域性であり、統合・集約については慎重に検討を行うなど、今後の大きな課題となっている。

